



平成30年6月28日（木）  
【照会先】  
愛知労働局需給調整事業部  
需給調整事業第二課  
課長 土屋 憲一  
課長補佐 高橋 邦彦  
(電話) 052-219-5587

報道関係者 各位

## 平成29年度労働者派遣事業等に係る指導監督状況 及び平成30年度指導監督方針について

愛知労働局（局長 高崎真一）は、平成29年度の労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況及び平成30年度の指導監督方針を取りまとめた。

### < 概要 >

#### 【平成29年度指導監督状況 概要】

##### 1 指導監督実施状況（P2の項目1を参照）

労働者派遣事業に係る指導監督件数は、全体で1,092件で対前年度比24.8%増となった。

特に、派遣先については、平成27年9月30日に施行された労働者派遣法改正法の中心的な改正事項である労働者派遣の受入期間制限に係る重点的な周知指導として、前年度に比べ約3倍の153事業所に対して実施した。その結果、派遣先に対する文書指導件数は、対前年度比410.0%増となり、文書指導率においては、92.2%と、大変高い状況となった。

##### 2 主な文書指導事項（P3～4の項目2を参照）

派遣元事業主に対する指導事項の割合は、派遣先での業務内容等を適切に派遣労働者に明示していない「就業条件の明示」に係る違反が42.8%と最も高く、次いで「派遣元管理台帳」（37.3%）、「派遣先への通知」（35.8%）となった。

派遣先での指導事項の割合は、文書指導を行った殆どの事業所（92.8%）において、派遣労働者の就業状況の記録保存として求められる「派遣先管理台帳」に法定項目が記載されていない等の違反が見つかった。

#### 【平成30年度指導監督方針 概要】（P5の項目4を参照）

労働者派遣法改正法が平成27年9月30日に施行されてから3年を迎えることから、派遣元事業主は当然ながら、派遣先、派遣労働者が正しい制度の理解のもとで雇用安定措置等が適正に履行されるよう、指導監督及び周知広報に取り組む。

# 1 指導監督実施状況

項目	29年度	28年度	前年度比(差)
①指導監督事業所数(調査を行った件数)	1,339	1050	27.5%
労働者派遣事業	1,092	875	24.8%
派遣元	472	518	△8.9%
不更新・廃止	454	303	49.8%
派遣先	166	54	207.4%
請負・委託関係	40	17	135.3%
受託者	19	5	280.0%
発注者	21	12	75.0%
職業紹介事業	207	158	31.0%
うち不更新・廃止	57	46	23.9%
②文書指導を行った事業所数(※1)	503	285	76.5%
労働者派遣事業	439	231	90.0%
派遣元	286	201	42.3%
派遣先	153	30	410.0%
請負・委託関係	15	8	87.5%
受託者	8	4	100.0%
発注者	7	4	75.0%
職業紹介事業	49	46	6.5%
③文書指導率(%) (※2)	60.7	40.7	20.1%
労働者派遣事業	68.8	40.4	28.4%
派遣元	60.6	38.8	21.8%
派遣先	92.2	55.6	36.6%
請負・委託関係	37.5	47.1	△9.6%
受託者	42.1	80.0	△37.9%
発注者	33.3	33.3	0.0%
職業紹介事業	32.7	41.1	△8.4%

※1 27年度より、派遣元、派遣先指針等に係る指導・助言を含めて計上

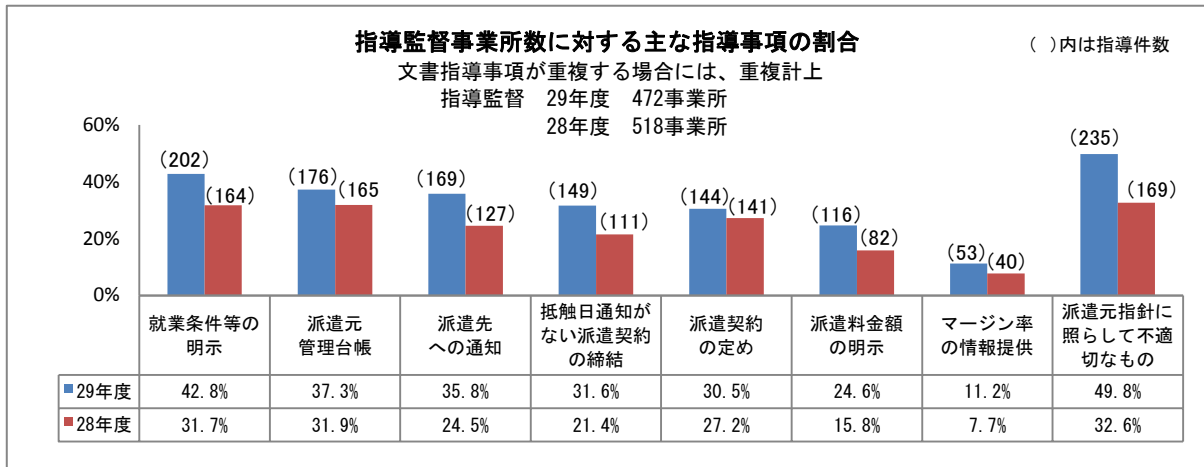
※2 文書指導率は、指導監督事業所数から不更新・廃止を除いた数のうち文書指導を行った割合である。

※3 平成29年11月1日技能実習法施行に伴い、職業紹介事業のうち「外国人技能実習生管理団体」の項目は削除した。

## 2 主な文書指導事項

### (1) 労働者派遣事業

#### ① 派遣元



#### 就業条件の明示（派遣業務内容、派遣先名等の派遣労働者に対する書面による明示）

- ・ 法定項目が記載されていない（就業時間外（就業日外）労働させることができる時間数又は日数、事業所単位及び個人単位の派遣期間の制限に抵触することとなる日又は期間制限に該当しない場合はその旨、社会保険に加入しない場合はその理由 等）
- ・ 就業条件の明示を行っていない（書面による明示をしていないものを含む）

#### 派遣元管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・ 法定項目が記載されていない（派遣就業の場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
- ・ 派遣元管理台帳が作成されていない

#### 派遣先への通知（派遣先への派遣労働者に関する通知）

- ・ 法定項目が記載されていない（社会保険及び雇用保険の加入状況（確認書類の派遣先への不提示を含む）、派遣労働者の雇用契約期間が無期雇用か否かの別、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）

#### 抵触日通知がない派遣契約の締結

- ・ 派遣期間の制限のある場合において、派遣先から派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知を受けずに新たな派遣契約を締結している

#### 派遣契約の定め（派遣先との派遣就業に関する契約）

- ・ 法定項目が記載されていない（無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定するか否かの別、派遣就業場所の組織単位 等）

#### 派遣料金額の明示（派遣労働者への派遣料金の書面による明示）

- ・ 派遣労働者に対し派遣料金の明示を行っていない（書面による明示をしていないものを含む）

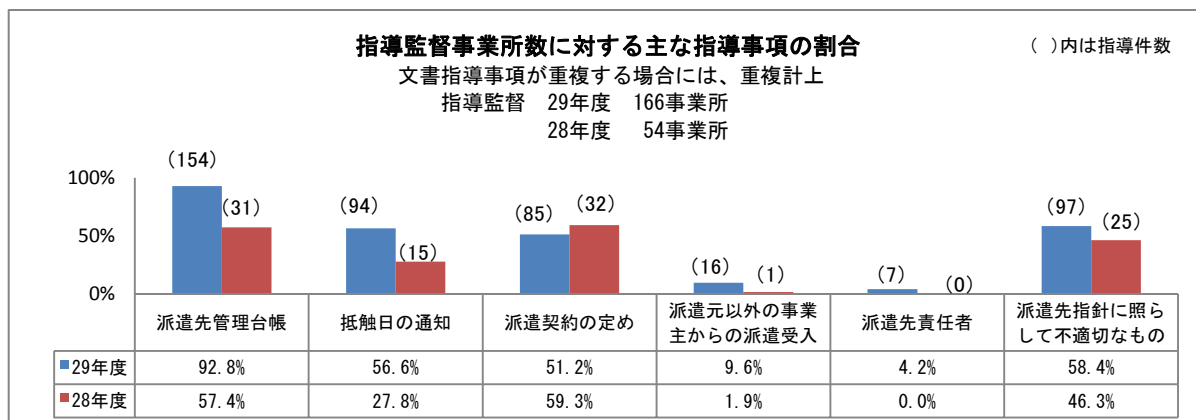
#### マージン率等の情報提供（関係者に対して知らせることが適当である事業所の情報の提供）

- ・ 事業所への書類の備付け、インターネット等の方法により行われていない

#### 派遣元指針に照らして不適切なもの（派遣元が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）

- ・ 就業日ごとの休憩時間、従事した業務内容等の就業状況を確認するとともに、派遣先との連絡調整が的確に行われていない
- ・ 教育訓練計画が適切に作成されていない

② 派遣先



派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
- ・派遣元に対し、派遣就業の状況に係る通知が適切に行われていない
- ・派遣先管理台帳が作成されていない

抵触日の事前通知（事業所単位の期間制限に抵触する日の派遣契約締結前の派遣元への通知）

- ・派遣期間の制限のある場合において、事前に派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をしていない

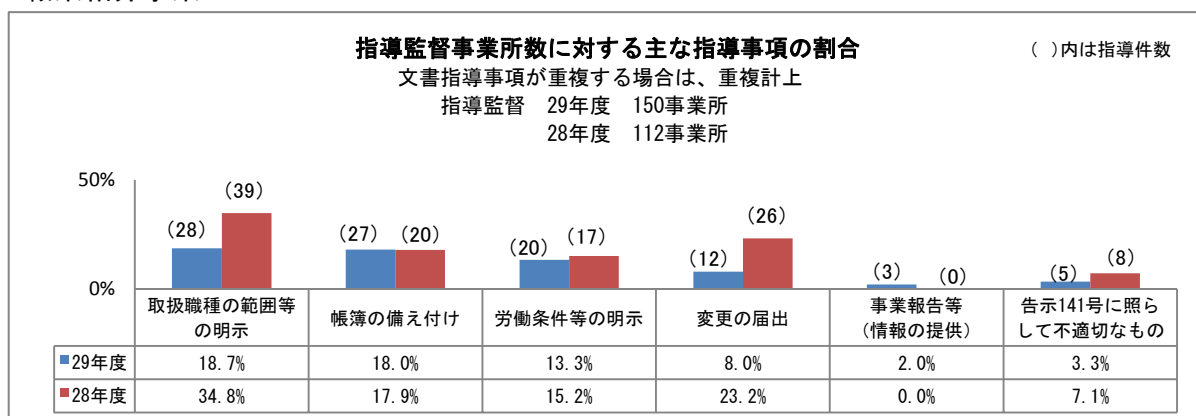
派遣契約の定め（派遣元との派遣就業に関する契約）

- ・法定項目が記載されていない（無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定するか否かの別、派遣就業場所の組織単位 等）

派遣先指針に照らして不適切なもの（派遣先が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）

- ・社会保険等への加入状況について、被保険者証等の確認書類の提示を受けることにより確認をしていない

(2) 職業紹介事業



取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）

- ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）
- ・法定項目が明示されていない（苦情の処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）

帳簿の備え付け（求人・求職管理簿、手数料管理簿の作成・備付）

- ・取り扱った状況が記載されていない（記載項目漏れを含む）
- ・管理簿が備え付けられていない

労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示をうけ、求職者へ明示）

- ・法定項目が記載されていない（残業、休日出勤 等）
- ・労働条件の明示が行われていない（書面交付が行われていないものを含む）

### 3 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況

内 容	実施回数	受講者数	28年度 受講者数	前年度比
① 労働者派遣事業・請負関係	99	6,656	5,671	17.4%
ア 需給調整事業部各種講習会	88	2,608	2,111	23.5%
・ 労働者派遣事業新規許可事前講習会 （旧特定労働者派遣事業申請説明会を含む）	44	1,114	541	105.9%
・ 労働者派遣事業主許可証交付説明会	12	556	340	63.5%
・ 労働者派遣事業主許可更新講習会	10	192	176	9.1%
・ 派遣労働者等セミナー	13	294	343	△14.3%
・ その他（事業報告記載説明会）	9	452	711	△36.4%
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	2	2,514	2,835	△11.3%
ウ 改正労働者派遣法説明会	0	0	191	△100.0%
エ その他（事業主団体合への講師派遣等）	9	1,534	534	187.3%
② 職業紹介事業関係	28	818	403	103.0%
ア 需給調整事業部各種講習会	23	712	312	128.2%
イ その他（事業主団体連合への講師派遣等）	5	106	91	16.5%
計	127	7,474	6,074	23.0%

### 4 平成30年度指導監督方針

#### (1) 労働者派遣事業関係

指導監督に当たっては、定期指導について計画的に実施するとともに、派遣労働者等からの苦情・相談に対しては、相談内容等を踏まえ、迅速かつ的確に派遣元、派遣先に対して必要な指導監督を実施し、派遣元事業主等の事業運営、派遣労働者の派遣先における就業実態及び違法事案の把握に努め、重大な法違反に対する行政処分を含めた厳正な指導監督に取り組む。

特に、労働者派遣法改正法が平成27年9月30日に施行されてから3年を迎えることから、派遣先に対しては労働者派遣受入期間制限の遵守及び経過措置期間終了までに許可を受けていない又は許可申請を行っていない（旧）特定労働者派遣事業主からの労働者派遣受入れの禁止、派遣元事業主に対しては労働者派遣期間制限に伴う雇用安定措置義務を適正に履行するよう啓発及び指導を強化する。加えて、同一組織単位の業務に3年間派遣され、個人単位の期間制限に達する見込みがある有期雇用の派遣労働者が雇用安定措置の義務対象者であることを認識し、制度の履行を確認できるようにするための周知広報に取り組む。

また、働き方改革関連法案が成立した場合は、同法案に含まれる「労働者派遣法」の一部改正についても、円滑な施行に向け周知に取り組む。

#### (2) 職業紹介事業関係

平成30年1月1日に施行された職業安定法改正法の適正な履行に向けて、計画的・効率的な指導監督を実施する。

特に、適切な労働条件の明示及び的確な募集条件の表示等について、ハローワーク、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者と連携し、求人者及び労働者募集を行う者に対して周知を図り、適切な運用の推進を図る。

(参考) 労働者派遣事業及び職業紹介事業所数、許可届出の推移

	平成29年度			平成28年度			平成27年度		
	事業所数	製造	新規許可	事業所数	製造	新規許可	事業所数	製造	新規許可届出
派遣事業計	6,387	2,253	492	6,563	2,325	303	6,992	2,422	381
派遣	2,321	873	492	1,805	792	303	1,500	700	102
(旧)特定	4,066	1,380		4,758	1,533		5,492	1,722	279
	事業所数		新規許可届出	事業所数		新規許可届出	事業所数		新規許可届出
紹介事業計	1,785		164	1,634		120	1,561		125
有料	1,537		155	1,401		100	1,338		102
無料	248		9	233		20	223		23

※ 平成29年度の数値は、届出受理日の関係上、変動する可能性がある。

※ 「(旧)特定」とは、平成27年9月30日の労働者派遣法改正前に届出をした特定労働者派遣事業のことであり、経過措置として平成30年9月29日までは引き続き「その事業が「常時雇用される労働者」のみである労働者派遣事業」を行うことができる。

※ 「製造」欄は、製造業務の労働者派遣を行う届出をした事業所の件数である。